

堺市公報 第29号	平成30年7月20日発行
	発行
堺市公報	堺市(総務局行政部法制文書課)
	堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<規則>

- 堺市障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則
 【健康福祉局障害福祉部障害者支援課】 2
- 堺市公園条例施行規則の一部を改正する規則
 【建設局公園緑地部公園監理課】 10

<告示>

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の変更の届出について
 【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】 10
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新について
 【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】 11
- 道路法に基づく府道の区域変更及び供用開始について
 【建設局土木部路政課】 11
- 道路法に基づく市道路線の区域決定及び供用開始について
 【建設局土木部路政課】 14

<公告>

- 堺市立東文化会館の臨時休館について
 【文化観光局文化部文化課】 16
- 堺市環境影響評価条例に基づく事後調査報告書の提出について
 【環境局環境保全部環境共生課】 16
- 堺市環境影響評価条例に基づく事後調査報告書の提出について
 【環境局環境保全部環境共生課】 17
- 農用地利用集積計画
 【産業振興局農政部農水産課】 18
- 大仙公園日本庭園の利用料金について
 【建設局公園緑地部大仙公園事務所】 25

<消防局公告>

○指定催しの指定について	
【消防局予防部予防査察課】	25
＜上下水道局公告＞	
○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の指定について	
【上下水道局総務部給排水設備課】	26
○堺市下水道条例に基づく市指定排水設備工事業者の指定について	
【上下水道局総務部給排水設備課】	27

規則

堺市障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年7月20日

堺市長 竹山修身

堺市規則第67号

堺市障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

堺市障害者扶養共済制度条例施行規則（平成18年規則第104号）の一部を次のように改正する。

様式第6号を次のように改める。

（次のよう 別記）

様式第12号を次のように改める。

（次のよう 別記）

様式第17号中「決定しました」を「決定した」に改める。

様式第19号を次のように改める。

（次のよう 別記）

様式第22号中「指定しました」を「指定した」に改める。

様式第23号及び様式第24号を次のように改める。

（次のよう 別記）

様式第27号中「決定しました」を「決定した」に改める。

様式第28号を次のように改める。

（次のよう 別記）

様式第30号中「決定しましたから」を「決定したので」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第6号（第2条関係）

加入等不承認通知書

年 月 日

様

堺市長

印

年 月 日付けで申込みのあった堺市障害者扶養共済制度
への加入 は、次の理由により承認できませんので通知します。
における口数追加

理由

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内の間（この処分があった日の翌日から起算して1年を超えることができません。）に限り、堺市長に対して審査請求することができます。
- 2 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内の間（この処分があった日の翌日から起算して1年を超えることができません。）に限り、堺市（代表者は、市長）を相手方として、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

様式第12号（第5条関係）

加入番号

掛金減免不承認通知書

年 月 日

様

堺市長

印

年 月 日付けで申請のありました堺市障害者扶養共済制度条例第

8条の規定による掛金の 減額 については、次の理由により 減額 しないことに決
免除 免除

定したので通知します。

理由

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内の間（この決定があった日の翌日から起算して1年を超えることができません。）に限り、堺市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内の間（この決定があった日の翌日から起算して1年を超えることができません。）に限り、堺市（代表者は、市長）を相手方として、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。

様式第19号（第7条関係）

年金不支給決定通知書

年 月 日

様

堺市長

印

年 月 日付けで請求のあった堺市障害者扶養共済制度条例第9条第1項の規定による年金の給付については、次の理由により支給しないことに決定したので通知します。

加入番号		死亡し、又は身体に著しい障害を有することとなった者（加入者の氏名）	
障害者の氏名		年金管理者の氏名	

理由

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内の間（この決定があった日の翌日から起算して1年を超えることができません。）に限り、堺市長に対して審査請求することができます。
- 2 この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内の間（この決定があった日の翌日から起算して1年を超えることができません。）に限り、堺市（代表者は、市長）を相手方として、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。

様式第23号（第9条関係）

加入番号	
年金証書番号	

年金管理者指定取消通知書

年 月 日

様

堺市長



堺市障害者扶養共済制度条例第10条第7項の規定により年金管理者を変更し、

年 月 日から下記の年金受給権者に係る年金管理者の指定を取り消す
ことに決定したので通知します。

年金受給権者	氏名	
	住所	

(教示)

- この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内の間（この決定があった日の翌日から起算して1年を超えることができません。）に限り、堺市長に対して審査請求することができます。
- この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内の間（この決定があった日の翌日から起算して1年を超えることができません。）に限り、堺市（代表者は、市長）を相手方として、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。

様式第24号（第10条関係）

年金証書 番号	
------------	--

年金支給停止決定通知書

年 月 日

様

堺市長

印

堺市障害者扶養共済制度条例第11条の規定により、次のとおり年金の支給を停止することに決定したので通知します。

なお、年金支給停止の理由が消滅したときは、速やかにその旨を届けてください。

年金支給停止の理由	
年金支給停止の期間	年 月から上記の年金支給停止の事由が消滅した日の属する月の前月まで
備考	

(教示)

- この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内の間（この決定があった日の翌日から起算して1年を超えることができません。）に限り、堺市長に対して審査請求することができます。
- この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内の間（この決定があった日の翌日から起算して1年を超えることができません。）に限り、堺市（代表者は、市長）を相手方として、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。

様式第28号（第12条関係）

加入番号

弔慰金不支給決定通知書

年 月 日

様

堺市長

印

年 月 日付けで請求のあった堺市障害者扶養共済制度条例第15条の規定による弔慰金の給付については、次の理由により支給しないことに決定したので通知します。

(理由)

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内の間（この決定があった日の翌日から起算して1年を超えることができません。）に限り、堺市長に対して審査請求することができます。
- 2 この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内の間（この決定があった日の翌日から起算して1年を超えることができません。）に限り、堺市（代表者は、市長）を相手方として、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。

堺市公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年7月20日

堺市長 竹山修身

堺市規則第68号

堺市公園条例施行規則の一部を改正する規則

堺市公園条例施行規則（平成元年規則第38号）の一部を次のように改正する。

別表第9第1項の表の備考第2号ア中「就学」を「小学校就学」に、「とき。」を「もの」に改め、同号イを次のように改める。

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（介護者を必要とするときは、当該介護者（1人に限る。）を含む。）

別表第9第1項の表の備考第2号中才をキとし、同号エ中「生徒等であって、」を削り、「とき。」を「生徒等」に改め、同号エを同号カとし、同号ウを次のように改める。

才 本市の区域内に住所を有する65歳以上の者

別表第9第1項の表の備考第2号イの次に次のように加える。

ウ 療育手帳制度について（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく都道府県等の規程により療育手帳の交付を受けている者（介護者を必要とするときは、当該介護者（1人に限る。）を含む。）

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（介護者を必要とするときは、当該介護者（1人に限る。）を含む。）

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

告 示

堺市告示第265号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の名称及び所在地の変更について届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

平成30年7月20日

堺市長 竹山修身

区分	医療機関名	医療機関所在地	種別	変更年月日
変更前	サンコー薬局 堺店	堺市南区桃山台2丁3番4号ツインビル桃山B1階	薬局	平成30年5月7日
変更後	キリン堂 薬局 梅・美木多店	堺市南区桃山台2丁3番4号ツインビル桃山パート1 1階	薬局	

~~~~~

堺市告示第266号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成30年7月20日

堺市長 竹山修身

| 医療機関名      | 医療機関所在地          | 種別 | 更新年月日     |
|------------|------------------|----|-----------|
| 浅香山薬局      | 堺市北区東浅香山町1-257-3 | 薬局 | 平成30年7月1日 |
| 関西調剤薬局 福田店 | 堺市中区福田549-7      | 薬局 | 平成30年7月1日 |

~~~~~

堺市告示第267号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように

に変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

平成30年7月20日

堺市長 竹山修身

1 道路の種類 府道

2 路線名 別紙調書のとおり

3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり

4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
堺かつらぎ線	西区石津ヶ丘1番1地先	旧	11.05 11.77	5.04	(F0061)
	西区石津ヶ丘1番1地先	新	11.77 13.81	5.04	

堺市告示第268号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように決定して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

平成30年7月20日

堺市長 竹山修身

1 道路の種類 市道

2 路線名 別紙調書のとおり

3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり

4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

市 道 路 線 区 域 決 定 調 書

整理番号	路線名	起終点	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
†720	鳳西98号線	西区鳳西町3丁744番1地先 西区鳳西町3丁736番2地先	4.00 4.40	39.38	
†335	草部223号線	西区草部212番16地先 西区草部212番19地先	4.70 4.70	18.01	
△1025	浜寺諏訪森東21号線	西区浜寺諏訪森町東1丁2番5地先 西区浜寺諏訪森町東1丁2番8地先	4.70 4.70	22.15	
△336	楠浜寺石津中2号線	堺区楠町2丁29番地先 西区浜寺石津町中2丁492番2地先	5.41 6.25	704.57	
†281	土塔209号線	中区土塔町2300番31地先 中区土塔町2300番44地先	5.70 5.70	72.18	
†282	陶器北71号線	中区陶器北820番7地先 中区陶器北820番4地先	4.70 4.70	26.81	
△232	上野芝向ヶ丘99号線	西区上野芝向ヶ丘町2丁1166番6地先 西区上野芝向ヶ丘町2丁1166番6地先	4.70 4.70	29.88	
△1026	浜寺元49号線	西区浜寺元町5丁780番71地先 西区浜寺元町5丁780番73地先	4.70 4.70	49.97	
△599	大保24号線	美原区大保102番5地先 美原区大保102番8地先	4.70 4.70	25.22	

公 告

堺市公告第474号

堺市立文化会館条例（昭和59年条例第8号）第24条第1項第2号の規定に基づき、
堺市立東文化会館の臨時休館の日時を指定管理者が定めたので、同条第2項において準用
する同条例第23条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年7月20日

堺市長 竹山修身

1 休館日時・休館理由

日時：平成30年10月7日（日）午後5時から午後10時まで
(文化ホール棟のみ)

理由：北野田駅前バスターミナルにおいて、ダンジリ曳行が行われることに伴う安全
上の配慮のため。

~~~~~

堺市公告第475号

堺市環境影響評価条例（平成18年条例第78号）第41条第3項の規定に基づき、事  
業者等から事後調査の結果を記載した報告書（以下「事後調査報告書」という。）の提出  
があったので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年7月20日

堺市長 竹山修身

1 事業者等の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

株式会社ダイカン

代表取締役 吉村 太郎

大阪府大阪市鶴見区焼野3丁目2番79号

2 対象事業の名称、種類及び規模並びに対象事業実施区域

(1) 名称

株式会社ダイカン 堺事業所プラント更新事業

(2) 種類及び規模

ア 種類

堺市環境影響評価条例別表第5号に掲げる産業廃棄物処理施設の規模の変更の事業

イ 規模

産業廃棄物焼却施設の処理能力 240トン／日（増設分48トン／日）

(3) 対象事業実施区域

堺市西区築港新町3丁31

3 関係地域

堺区及び西区

4 事後調査報告書の写しの縦覧の場所、期間及び時間

(1) 場所

堺市環境局環境保全部環境共生課（堺市役所高層館4階）

市政情報センター（堺市役所高層館3階）

西区役所市政情報コーナー（西区役所企画総務課）

(2) 期間

平成30年7月20日（金）から平成31年1月21日（月）まで

(3) 時間

午前9時から午後5時30分まで

西区役所市政情報コーナー（西区役所企画総務課）にあっては、午前9時から午後5時15分まで

~~~~~

堺市公告第476号

堺市環境影響評価条例（平成18年条例第78号）第41条第3項の規定に基づき、事業者等から事後調査の結果を記載した報告書（以下「事後調査報告書」という。）の提出があったので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年7月20日

堺市長 竹山修身

1 事業者等の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

株式会社堺クリーンシステム

代表取締役社長 米田勝司

堺市堺区築港八幡町1番地70

2 対象事業の名称、種類及び規模並びに対象事業実施区域

(1) 名称

堺市・資源循環型廃棄物処理施設整備事業

(2) 種類及び規模

ア 種類

堺市環境影響評価条例別表第5号に掲げる一般廃棄物処理施設の設置の事業

イ 規模

ごみ処理施設の処理能力 450トン／日

(3) 対象事業実施区域

堺市堺区築港八幡町1-70外

3 関係地域

堺区

4 事後調査報告書の写しの縦覧の場所、期間及び時間

(1) 場所

堺市環境局環境保全部環境共生課（堺市役所高層館4階）

市政情報センター（堺市役所高層館3階）

(2) 期間

平成30年7月20日（金）から平成31年1月21日（月）まで

(3) 時間

午前9時から午後5時30分まで

~~~~~

堺市公告第477号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年7月20日

堺市長 竹山修身

平成30年度 第4号

農用地利用集積計画

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定

により、農用地利用集積計画を定める。

平成30年7月5日

堺市

11 利用權設定各筆明細

**使用貸借****2 共通事項（利用権設定関係）**

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

**(1) 解約権の留保の禁止**

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

**(2) 転貸又は譲渡**

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

**(3) 修繕及び改良**

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

**(4) 租税公課の負担**

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

**(5) 目的物の返還**

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

**(6) 利用権に関する事項の変更の禁止**

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

**(7) 利用権取得者の責務**

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

**(8) その他**

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

**賃 貸 借****2 共通事項（利用権設定関係）**

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

**(1) 借賃の支払猶予**

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

**(2) 解約権の留保の禁止**

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

**(3) 転貸又は譲渡**

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

**(4) 修繕及び改良**

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

**(5) 租税公課の負担**

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

**(6) 目的物の返還**

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代價を請求してはならない。

**(7) 利用権に関する事項の変更の禁止**

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

**(8) 利用権取得者の責務**

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

**(9) その他**

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

|                     |
|---------------------|
| 解除条件付<br>(法 18-2-6) |
|---------------------|

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### （1）借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

### （2）解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

### （3）利用権の解除

甲は、乙が利用権の目的物（以下、「目的物」という。）を適正に利用していないと認められる場合には当該利用権を解除するものとする。

### （4）転貸又は譲渡の禁止

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

### （5）修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

### （6）租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

### （7）目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したとき又は（3）により甲が利用権を解除したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。乙が原状に復すことができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

### （8）利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

### （9）利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) 期間途中で貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復すことができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合および修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

(11) 違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により、期間の中途において貸借を終了させこととなった場合には、貸借権による利用権設定に限り、乙は甲に対し、利用権設定終了日までに支払うべき貸借料の総額と、すでに支払った貸借料との差額を違約金として支払う。ただし、天災地変等の不可抗力により貸借を終了させこととなった場合は別途協議を行う。

(12) 利用状況の報告

乙は毎事業年度の終了後3月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を参考となるべき書類を添えて（乙が法人の場合は定款の写しも合わせて）市長に提出しなければならない。

ア 乙の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 乙が貸借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

エ 乙が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

オ 乙の地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

カ 乙が法人である場合には、その法人の業務を遂行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

キ その他参考となるべき事項

(13) 励告

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

ア 乙がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

(14) 農用地利用集積計画の取り消し

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち該当部分を取り消す。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ 乙が（13）の勧告に従わなかつたとき。

(15) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

## 堺市公告第478号

堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第31条第2項の規定に基づき、指定管理者が大仙公園日本庭園の利用料金の額を定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年7月20日

堺市長 竹山修身

## 大仙公園日本庭園の利用料金の額（平成30年10月1日以降）

|     |                         |                       |        |
|-----|-------------------------|-----------------------|--------|
| 使用料 | 露店営業その他これに類する目的とする使用    | 使用面積1平方メートルにつき<br>1日  | 90円    |
|     | 広告宣伝又は放送の目的とする使用        | 1日                    | 370円   |
|     | 業として撮影の目的とする使用          | 1回（2時間以内）につき          | 7,600円 |
|     | 競技会、集会その他これらに類する目的とする使用 | 使用面積10平方メートルにつき<br>1日 | 20円    |
|     | その他の使用                  |                       | 20円    |

消防局公告

## 堺市消防局公告第1号

堺市火災予防条例（平成20年条例第25号）第83条の2第1項の規定に基づき、次の催しを指定催しとして指定したので、同条第4項の規定により公告する。

平成30年7月20日

堺市消防長 松本文雄

|       |                          |
|-------|--------------------------|
| 催しの名称 | 平成30年度 堺大魚夜市             |
| 開催場所  | 堺市堺区大浜北町4・5丁 堺市大浜公園内・旧堺港 |
| 開催期間  | 平成30年7月31日（火）            |

## 上下水道局公告

堺市上下水道局公告第95号

堺市水道事業給水条例（昭和33年条例第13号）第13条第1項の指定給水装置工事事業者の指定をしたので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第11条第1号の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年7月20日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

記

|         |                         |
|---------|-------------------------|
| 指定番号    | 第1360号                  |
| 指定年月日   | 平成30年7月3日               |
| 事業者の名称  | 有限会社YM設備                |
| 事業者の住所  | 神戸市西区白水2丁目10番11号        |
| 代表者の職氏名 | 取締役 向谷 悅和               |
| 事業所の名称  | 有限会社YM設備                |
| 事業所の所在地 | 高槻市栄町2丁目7番2号SHOKI栄町202号 |

|         |              |
|---------|--------------|
| 指定番号    | 第1361号       |
| 指定年月日   | 平成30年7月3日    |
| 事業者の名称  | 有限会社前岡住宅設備   |
| 事業者の住所  | 藤井寺市梅が園町2番4号 |
| 代表者の職氏名 | 代表取締役 前岡 克彦  |
| 事業所の名称  | 有限会社前岡住宅設備   |
| 事業所の所在地 | 藤井寺市梅が園町2番4号 |

|         |              |
|---------|--------------|
| 指定番号    | 第1362号       |
| 指定年月日   | 平成30年7月3日    |
| 事業者の名称  | 株式会社コウセイ     |
| 事業者の住所  | 堺市南区大庭寺945番5 |
| 代表者の職氏名 | 代表取締役 永野 光世  |
| 事業所の名称  | 株式会社コウセイ     |

事業所の所在地 堺市南区大庭寺945番5

堺市上下水道局公告第96号

堺市下水道条例（昭和37年条例第6号）第5条の3第1項に規定する市指定排水設備工事業者の指定をしたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年7月20日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

記

指 定 番 号 第1661号

指 定 年 月 日 平成30年7月3日

事 業 者 の 名 称 株式会社森田

事 業 者 の 住 所 堺市西区太平寺693番地1

代 表 者 の 職 氏 名 代表取締役 森田 浩年

営 業 所 の 名 称 株式会社森田

営 業 所 の 所 在 地 堺市西区太平寺693番地1

指 定 番 号 第1662号

指 定 年 月 日 平成30年7月3日

事 業 者 の 名 称 有限会社YM設備

事 業 者 の 住 所 神戸市西区白水2丁目10番11号

代 表 者 の 職 氏 名 取締役 向谷 悅和

営 業 所 の 名 称 有限会社YM設備

営 業 所 の 所 在 地 高槻市栄町2丁目7番2号SHOKI栄町202号

指 定 番 号 第1663号

指 定 年 月 日 平成30年7月3日

事 業 者 の 名 称 有限会社前岡住宅設備

事 業 者 の 住 所 藤井寺市梅が園町2番4号

代 表 者 の 職 氏 名 代表取締役 前岡 克彦

営 業 所 の 名 称 有限会社前岡住宅設備

営 業 所 の 所 在 地 藤井寺市梅が園町2番4号